

在宅介護支援センター豊邑苑

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人興仁会が開設する在宅介護支援センター豊邑苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町、老人介護支援センター、他の特定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17条第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、広島県東広島市豊栄町能良413番地とする。

(従業者の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3名（常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤専従1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室又は利用者宅
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 豊邑苑会議室等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、東広島市（豊栄町、福富町）、三原市大和町とする。

(利用者等の虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第11条 職員がサービスを提供するにあたって、利用者またはその他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限することを禁止する。

2 職員はやむを得ず身体的拘束を行った場合には、その状況とその後の対応を記録し、文書で管理者に報告して、管理者は家族に報告及び説明を行わなければならない。

(事業継続計画)

第 12 条 業務継続計画 (BCP) の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 13 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、行政、関係団体等の研修参加の機会を設けるものとする。

2 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。

3 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は速やかに利用者に対し必要な措置を講ずる。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人興仁会理事長との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 2 月 25 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 3 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 7 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 3 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月16日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月16日から施行する。